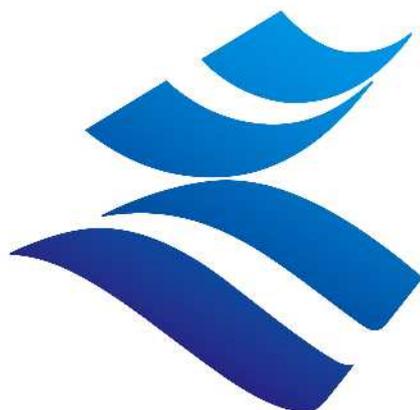


鹿児島県労働委員会年報

令和4年版
(令和4年1月～12月)



鹿児島県労働委員会

目 次

第 1 章 労働委員会による調整・審査	1
第 1 節 労働争議の調整	1
1 概 況	1
2 調整事件	3
3 労働争議の実情調査	4
4 争議行為予告通知	5
第 2 節 個別労働関係紛争のあっせん	8
1 概 況	8
2 個別労働関係紛争あっせん事件	10
第 3 節 不当労働行為事件の審査	11
1 概 況	11
2 審査事件	14
(1) 令和元年(不)第 1 号事件	14
(2) 令和 2 年(不)第 1 号事件	14
第 4 節 行政訴訟事件	15
第 5 節 再審査事件	15
第 6 節 資格審査	15
1 概 況	15
2 資格審査一覧表	15
3 資格審査取扱状況	16
第 7 節 認定告示	16
第 2 章 労働委員会活性化のための取組（令和 4 年度）	17
I 労働委員会制度の認知度を高めるための方策	17
1 委員による「労使間のトラブルに関する相談会」の開催	17
2 周知月間を中心とした制度・相談会等の周知広報	18
3 委員による出前講座	20
II 委員及び事務局職員の資質の維持・向上を図るための方策	22
III 迅速・的確な審査手続きを充実させるための方策	23

第1章 労働委員会による調整・審査

第1節 労働争議の調整

1 概況

令和4年に取り扱った調整事件はなかった。

第1表 令和4年調整事件取扱一覧

該当なし

第2表 調整区分別件数（新規申請分）

調整区分 \ 年	30年	元年	2年	3年	4年
あっせん	1			1	
調停					
仲裁					
計	1	0	0	1	0

第3表 調整開始事由別件数（新規申請分）

調整区分 \ 年	30年	元年	2年	3年	4年
組合申請	1			1	
使用者申請					
双方申請					
計	1	0	0	1	0

第4表 調整事項別件数（新規申請分）

調整事項		年	30年	元年	2年	3年	4年
組合承認・組合活動							
労働協約・効力・解釈履行						1	
賃金等	賃金増額						
	一時金						
	諸手当						
	退職一時金						
	その他						
計							
給与以外の労働条件							
経営人事	事業所廃止・事業縮小						
	配置転換						
	解雇						
	その他						
計							
団体交渉促進等			1				
その他							
合計			1	0	0	0	0

第5表 業種別件数（新規申請分）

業種	建設業	製造業			情報通信業	運輸業・郵便業					卸売業・小売業	金融業・保険業	教育・学習支援業	医療・福祉	複合サービス事業	サービス業	公務	その他	計
		食料品製造業	印刷・同関連業	化学工業		その他	鉄道業	道路旅客運送業	バス専用	ハイヤー・タクシー業									
30年											1								1
元年																			0
2年																			0
3年											1								1
4年																			0

第6表 調整の終結状況

年 調整 区分 終結 態様	30年			元年			2年			3年			4年			計
	あ っ せ ん	調 停	仲 裁													
不開始 (規65-2)																
取下げ																
うちあっせん 員指名前																
解 決	案提示 解決									1						1
	自主 解決															
	計									1						1
打切り・調停不調	1															1
合計	1									1						2
翌年繰越																

第7表 調整の所要日数

区 分	30年	元 年	2 年	3 年	4 年
平 均	97	—	—	58	—
最 長	97	—	—	58	—
最 短	97	—	—	58	—

(注) 所要日数は、あっせん員（調停委員）指名から事件終結までの日数である。

2 調整事件
該当なし

3 労働争議の実情調査

労働委員会の調整機能を十分に発揮するためには、労働争議の実情を正確に把握し、調整開始の際に適切かつ迅速に対処できるようにすることが必要である。

このため、労働争議が発生したとき又は発生のおそれがあるときは、必要に応じ、争議の内容、会社の経営状況などについて実情を調査するものである。

令和4年中の実情調査件数は3件で、すべて公益事業の争議行為予告通知に伴うものであった。

第8表 令和4年実情調査一覧

番号	調査対象者	組合員数 従業員数	業種	争議事項	調査開始月日 調査終了月日	備考
1	鹿児島県医療労働組合 連合会	約1,690 ----- —	医療業	賃上げ及び一時 金等	2.25 ----- 4.6	争議行為予告
2	日本私鉄労働組合総連 合会	約980 ----- —	陸上旅客運送 業	賃金引上げ要求 等	3.14 ----- 3.24	争議行為予告 (中労委受付 分春闘関係)
3	鹿児島県医療労働組合 連合会	約1,690 ----- —	医療業	年末一時金及び 手当改善の獲得 等	10.27 ----- 12.14	争議行為予告

4 争議行為予告通知

労働関係調整法第37条の規定に基づく公益事業の争議行為予告通知のうち、本県に係る通知は36件である(第9表)。このうち本県労委経由又は受付分は、2件である。

第9表 令和4年争議行為予告通知一覧

番号	通知先	通 知 者		争 議 事 項	受付 月日	争議行為実施予定	
		名 称	所在地			月日	場 所
1	中労委	全日本建設交運一般労働組合	東 京	2022年春闘及び夏季一時金	2.10	2.25 以降	鹿児島県ほか 32都道府県
2	中労委	国鉄労働組合	東 京	2022年4月1日以降の賃金引き上げ等に関する要求	2.14	2.25 以降	沖縄県を除く 全国
3	中労委	全日本建設交運一般労働組合全国鉄道本部	東 京	2022年4月1日以降の賃金引き上げ等に関する要求	2.21	3.10 以降	沖縄県を除く 全国
4	中労委	日本航空ユニオン	東 京	2022年度賃上げ等	2.24	3.8 以降	鹿児島県ほか 21都道府県
5	中労委	日本航空(株)	東 京	日本航空ユニオンが行う争議行為に対抗	2.25	3.8 以降	鹿児島県ほか 21都道府県
6	中労委	全日本赤十字労働組合連合会	東 京	賃金表の改善等	2.25	3.10 以降	鹿児島県ほか 27都道府県
7	鹿児島県労委	鹿児島県医療労働組合連合会	鹿児島	賃上げ, 労働条件の改善等	2.25	3.10 以降	鹿児島県
8	中労委	全国電力関連産業労働組合総連合	東 京	2022春季生活闘争	2.28	3.11 以降	全国
9	中労委	全日本港湾労働組合	東 京	賃金引き上げ等	3.1	3.16 以降	鹿児島県ほか 34都道府県
10	中労委	日本航空キャビンクルーユニオン	東 京	2022年春闘要求	3.3	3.18 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
11	中労委	エヌ・ティ・ティ労働組合	東 京	賃金改善等	3.3	3.14 以降	全国
12	中労委	日本航空(株)	東 京	日本航空キャビンクルーユニオンが行う争議行為に対抗	3.4	3.18 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
13	中労委	情報産業労働組合連合会KDDI労働組合(KDDI(株))	東 京	2022春闘要求	3.4	3.16 以降	鹿児島県ほか 34都道府県
14	中労委	全日本運輸産業労働組合連合会	東 京	賃金制度の確立・改善等	3.4	3.18 以降	全国
15	中労委	日本私鉄労働組合総連合会	東 京	賃金, 臨時給, 産別最低賃金引き上げ	3.7	3.18 以降	全国
16	中労委	日本航空乗員組合	東 京	被解雇者の再雇用施策に関する特別要求	3.8	3.20 以降	鹿児島県ほか 24都道府県

番号	通知先	通 知 者		争 議 事 項	受付 月日	争議行為実施予定	
		名 称	所在地			月日	場 所
17	中労委	日本航空(株)	東 京	日本航空乗員組合 が行う争議行為に 対抗	3.9	3.20 以降	鹿児島県ほか 24都道府県
18	中労委	全国港湾労働組合連 合会	東 京	労働条件及び産別 協定の改定等	3.18	3.29 以降	鹿児島県ほか 38都道府県
19	中労委	日本航空ユニオン	東 京	2022年度夏期一時 金, 2022夏闘要求	5.16	6.2 以降	鹿児島県ほか 22都道府県
20	中労委	日本航空(株)	東 京	日本航空ユニオン が行う争議行為に 対抗	5.20	6.2 以降	鹿児島県ほか 22都道府県
21	中労委	全日本運輸産業労働 組合連合会	東 京	一時金の要求貫徹 など, 労働条件改 善要求	5.27	6.10 以降	鹿児島県ほか 40都道府県
22	中労委	日本航空キャビンク ルーユニオン	東 京	2022年夏闘要求	6.2	6.17 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
23	中労委	日本航空(株)	東 京	日本航空キャビン クルーユニオンが 行う争議行為に対 抗	6.3	6.17 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
24	中労委	全日本空輸乗員組合	東 京	ANA/ANKの合併を めぐる問題に関す る要求	6.6	6.17 以降	鹿児島県ほか 31都道府県
25	中労委 (福岡県労委)	全日本港湾労働組合 九州地方本部	福 岡	2022夏季一時金	6.13	6.24 以降	鹿児島県ほか 2 県
26	中労委	全日本赤十字労働組 合連合会	東 京	全日赤2022年度 統一要求の貫徹	8.19	8.31 以降	鹿児島県ほか 27都道府県
27	中労委	全日本国立医療労働 組合	東 京	賃金・労働条件の 改善(2022年春闘, 2022年秋闘におけ る要求)	10.18	11.10 以降	全都道府県
28	鹿児島県労委	鹿児島県医療労働組 合連合会	鹿 児 島	一時金, 労働条件 の改善等	10.26	11.11 以降	鹿児島県
29	中労委	全日本運輸産業労働 組合連合会	東 京	年末一時金, 労働 協約改定等	10.28	11.10 以降	全都道府県
30	中労委	日本航空キャビンク ルーユニオン	東 京	2022年年末要求 (年末一時金, ベ ースアップ等)	11.1	11.18 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
31	中労委	日本航空ユニオン	東 京	2022年年末要求 (一時金, 復便対 応等)	11.2	11.18 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
32	中労委	日本航空乗員組合	東 京	2022年年末要求 (DH, 賃金及び年 末一時金に関する 要求等)	11.2	11.18 以降	鹿児島県ほか 24都道府県

番号	通知先	通 知 者		争 議 事 項	受付 月日	争議行為実施予定	
		名 称	所在地			月日	場 所
33	中労委	日本航空(株)	東 京	日本航空キャビンクルーユニオンが行う争議行為に対抗	11. 4	11. 18 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
34	中労委	日本航空(株)	東 京	日本航空ユニオンが行う争議行為に対応	11. 4	11. 18 以降	鹿児島県ほか 23都道府県
35	中労委	日本航空(株)	東 京	日本航空乗員組合が行う争議行為に対抗	11. 4	11. 18 以降	鹿児島県ほか 24都道府県
36	中労委 (福岡県労委)	全日本港湾労働組合 九州地方本部	福 岡	2022年秋年末要求 (労働時間の短縮, 冬季一時金等)	11. 4	11. 23 以降	鹿児島県ほか 2 県

第2節 個別労働関係紛争のあっせん

1 概 況

- (1) 個別労働関係紛争のあっせんの令和4年の新規申請は1件で、すべて労働者からの申請である(第1表)。
- (2) あっせん事項は、職場の人間関係1件、その他1件である(第2表)。
- (3) 業種別は、生活関連サービス業・娯楽業1件である(第3表)。
- (4) 終結状況は、解決1件である(第4表)。

第1表 あっせん開始事由別件数（新規申請分）

区分 \ 年	30年	元年	2年	3年	4年
労働者申請	9	3		2	1
使用者申請					
双方申請					
計	9	3	0	2	1

第2表 あっせん事項別件数（新規申請分）

内容 \ 年	30年	元年	2年	3年	4年	
経営・人事	解雇	2	2		1	
	配置転換, 出向・転籍	3				
	懲戒処分	1				
	退職	2	1			
	その他	2				
	計	10	3	0	1	0
賃金等	賃金未払い	3	1			
	賃金減額					
	一時金					
	退職一時金					
	解雇手当					
	その他				2	
計	3	1	0	2	0	
労働条件等	3					
職場の人間関係	3	1			1	
その他	1				1	
合計	20	5	0	3	2	

(注) 申請のあった事項のすべてについて計上してあるので、事件数とは一致しない。

第3表 産業別件数（新規申請分）

業種 年	建設業	製造業	水道業 電気・ガス・熱供給・	情報通信業	運輸業・郵便業	卸売業・小売業	金融業・保険業	不動産業・物品賃貸業	医療・福祉	教育・学習支援業	技術サービス業 学術研究・専門・	宿泊業・飲食 サービス業	生活関連サービス 業・娯楽業	サービス業 (他に 分類されないもの)	公務	計
30年			1				1		2				3		2	9
元年						1				1					1	3
2年																0
3年										1			1			2
4年													1			1

第4表 あっせんの終結状況

終結態様		年	30年	元年	2年	3年	4年
不開始							
取下げ (解決を除く)							
うちあっせん 員指名前							
解決	案提示解決		3				1
	自主解決		1				
	計		4				1
打切り			5	3		2	
合計			9	3	0	2	1
翌年繰越			0	0	0	0	0

(注) ()は前年からの繰越で外書き。

2 個別労働関係紛争あっせん事件

事件名 (通番)	申請区分	業種	調整事項	調整内容	調整経過		あっせん員
					申請日	終結日	
令和4年(個)第1号(86)	労	生活関連サービス業・娯楽業	いじめ、パワハラ等により退職な ったことから、慰謝料を請求する。	<p>あっせん (R4.9.14) において、被申請者に対して、解決金の増額及び遺憾の意を表することについての検討を依頼した。</p> <p>申請者に対しては、解決金額の引き下げを打診し、検討を依頼した。</p> <p>双方が検討の結果、歩み寄りの姿勢を示したことから、解決金額を調整の上、双方の意向を踏まえたあっせん案を提示し、あっせん案の諾否について受諾回答書の提出を依頼した。</p> <p>その後、双方から受諾する旨の同書の提出があり、これを受理し、解決した。</p>	申請日	R4. 6. 30	(公)森尾 (労)片野坂 (使)濱上
					終結日	R4. 9. 27	
					所要日数	90	
					あっせん回数	1	
					終結区分	解決	

(注) 所要日数は申請日から終結までの日数である。(不開始及び取下げは除く。)

第3節 不当労働行為事件の審査

1 概 況

令和4年の不当労働行為の救済申立てはなかった。

第1表 事件取扱状況

(件数)

区分 年次	係属件数			取 下 げ				命 令			次年 繰越
	前年 繰越	新規 申立	係属 計	組合 都合	無関与 和解	関与 和解	救済	棄却	却下		
30年	0	0	0								0
元 年	0	1	1								1
2 年	0	1	2								2
3 年	2	0	2								2
4 年	2	0	2				1				1

第2表 救済内容別申立件数

区分 年次	労 組 法 第 7 条									計
	1号	2号	3号	1・2号	1・3号	2・3号	1・2・3号	1・4号	1・3・4号	
30年										0
元 年							1			1
2 年							1			1
3 年										0
4 年										0

(注) 1号 …… 不利益取扱
 2号 …… 団体交渉の拒否
 3号 …… 支配介入
 4号 …… 1号から3号までの旨を申し立てたことに対する不利益取扱

第3表 申立人別申立件数

区分 年次	鹿 児 島 県				全 国
	申立件数	申 立 人 別			申立件数
		組 合	個 人	組合・個人	
30年	0				298
元年	1	1			245
2年	1	1			280
3年	0				277
4年	0				

第4表 申立関係企業内の組合組織状況

区分 年次	組合が1つだけの企業	組合が2つ以上の企業	計
30年			0
元年		1	1
2年		1	1
3年			0
4年			0

第5表 業種別申立件数

業種 年	建設業	製造業				情報通信業	運輸業・郵便業					卸売業・小売業	金融業・保険業	教育・学習支援業	医療・福祉	複合サービス事業	サービス業	地方公務	その他	計	
		食料品製造業	印刷・関連業	化学工業	その他		鉄道業	道路旅客運送業	道路貨物運送業	水運業	その他										
30年																					0
元年																					1
2年																				1	1
3年																					0
4年																					0

第6表 平均処理日数

年次	区分	総平均	命令・決定	取下・和解
30年				—
元年				—
2年				—
3年				—
4年		745	745	—

※ 労働組合法第27条の18の規定に基づき、「審査の期間の目標は、1年」としている。
 (平成24年7月改定)

2 審査事件

(1) 令和元年（不）第1号事件

申立年月日	令和元年8月2日		
申立人	X組合		
被申立人	Y（運輸業，郵便業）		
申立条項	労働組合法第7条 第1号，第2号及び第3号		
救済を 求める事項	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員に対する不利益取扱いを止めること ・団体交渉に速やかに応じること ・未払い賃金，人権侵害及び職業差別について ・嘱託職員を正規職採用又は無期限雇用に転換させること ・個別の組合員への接触・恫喝を行わないこと ・事実上の解雇予告を撤回し，雇用期間満了を理由とした雇用契約打ち切りを行わないこと 		
担当委員	審査委員長 采女委員，審査委員 新納委員 参与委員（労働者側） 下町委員，村屋委員（～R4.6），木佐貫委員（R4.7～） 同（使用者側） 濱上委員，水淵委員		
審査状況	調査7回，審問0回		
終結日	係属中	終結区分(処理日数)	—

(2) 令和2年（不）第1号事件

申立年月日	令和2年6月11日		
申立人	X1組合連合会，X2組合，X3組合		
被申立人	Y（地方公共団体）		
申立条項	労働組合法第7条 第1号，第2号及び第3号		
救済を 求める事項	<ul style="list-style-type: none"> ・誠実な団体交渉応諾 ・労働協約の遵守，協約未締結のまま勤務労働条件の変更を行わないこと ・労働協約を締結せずに行った違法な降給処分の取消し ・組合活動への批判等の行為を陳謝し，今後同様の行為を行わないこと ・X3組合執行委員長に対する辞令撤回 ・不当労働行為を繰り返さない旨の誓約書の掲示 		
担当委員	審査委員長 采女委員，審査委員 田中委員 参与委員（労働者側） 下町委員，海蔵委員 同（使用者側） 米盛委員，柳田委員		
審査状況	調査7回，審問6回		
終結日	令和4年6月25日	終結区分(処理日数)	一部救済（745）

第4節 行政訴訟事件

令和4年は、係属事件がなかった。

第5節 再審査事件

令和4年は、係属事件がなかった。

第6節 資格審査

1 概況

- (1) 令和4年は、前年からの繰越が5件、新規の組合資格審査申請が2件であった。
- (2) 新規申請分を申請理由別にみると、労働者委員推薦関係が2件であった。
- (3) 処理状況については、5件（不当労働行為救済申立関係3件、労働者委員推薦関係2件）を適法と認め、2件（不当労働行為救済申立関係1件、法人登記関係1件）を翌年へ繰り越した。

2 資格審査一覧表

年番号	申請組合名	組合員数	申請理由	申請年月日	終結年月日	備考
元年1	X 1 組合	9	不当労働行為救済申立	R元. 8. 2		翌年へ繰越
2年3	X 2 組合連合会	554	不当労働行為救済申立	R 2. 6. 22	R 4. 6. 20	適法決定
2年4	X 3 組合	28	不当労働行為救済申立	R 2. 6. 11	R 4. 6. 20	適法決定
2年5	X 4 組合	21	不当労働行為救済申立	R 2. 6. 11	R 4. 6. 20	適法決定
3年1	X 5 組合	2	法人登記	R 3. 7. 1		翌年へ繰越

年番号	申請組合名	組合員数	申請理由	申請年月日	終結年月日	備考
4年1	X 6 組合	5,087	労働者委員の候補者推薦のため	R 4 . 4 . 22	R 4 . 5 . 10	適法決定
4年2	X 7 組合	644	労働者委員の候補者推薦のため	R 4 . 4 . 25	R 4 . 5 . 10	適法決定

3 資格審査取扱状況

区分 年次	取扱件数	申請理由別(新規)				終結態様別				
		法人登記	救済申立	労働者供給事業	許可申請 労働者委員推薦	適法決定	不適法決定	取下げ	打切り	翌年繰越
30	2				2	2				
元年	1		1							1
2年	6		3		2	2				4
3年	5	1								5
4年	7				2	5				2

第7節 認定告示

地方公営企業の職員の非組合員の範囲の認定・告示について、令和4年は、申出がなかった。

第2章 労働委員会活性化のための取組（令和4年度）

平成21年11月に全国労働委員会連絡協議会に設置された「労働委員会活性化のための検討委員会」において、平成22年から24年に第1次～第3次の報告書が出されたことを受け、本県労働委員会では、委員による「労使間のトラブルに関する相談会」（定期・周知月間等）や「出前講座」などを開催するとともに、労働委員会制度の周知広報、委員及び事務局職員の資質向上を図るための研修等にも取り組んでいる。

また、迅速・的確な審査手続を行うため、平成24年7月1日から審査の期間の目標を1年6月から1年に短縮し、迅速な解決に努めている。

令和4年度における主な取組は、以下のとおりである。

I 労働委員会制度の認知度を高めるための方策

1 委員による「労使間のトラブルに関する相談会」の開催

(1) 定期相談会

毎月第4火曜日（原則）の午後2時30分から5時まで、県庁労働委員会において相談会を開催した。また、来庁できない方のために電話相談も実施した。（継続）

日 時	相談件数	日 時	相談件数	日 時	相談件数
4月26日(火)	1件(0)	8月23日(火)	1件(1)	12月20日(火)	1件(1)
5月24日(火)	0件(0)	9月27日(火)	1件(0)	1月24日(火)	0件(0)
6月28日(火)	0件(0)	10月25日(火)	2件(2)	2月28日(火)	1件(0)
7月26日(火)	1件(1)	11月22日(火)	2件(2)	3月28日(火)	0件(0)
				合 計	10件(7)

※（ ）書きは電話相談で内書き。

(2) 個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間(10月)における相談会

定期相談会（10月25日）のほか、合同相談会と休日相談会を開催した。（継続）

なお、合同相談会(10月4日)は、労働局、県社会保険労務士会と合同で県庁で開催した。

日 時	場 所	相談件数
10月4日(火)10:00～16:00	県庁労働委員会	0件
10月16日(日)10:00～16:00	県庁労働委員会	2件
10月25日(火)14:30～17:00	県庁労働委員会	※ 定期相談会参照

(3) 周知月間以外の休日相談会

県庁労働委員会において休日相談会を開催した。（継続）

日時：8月28日（日）10:00～16:00 相談件数：2件（うち電話相談1件）

《参考》 個別労働関係紛争に係る相談

・令和4年度月別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事務局対応	7	6	16	6	16	17	4	9	12	10	13	6	122
委員相談会 (うち電話相談)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	3 (2)	1 (0)	4 (4)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	14 (10)
累計	8	14	30	37	56	74	82	93	106	116	130	136	136

・相談内容別件数 (令和5年3月31日現在)

相談内容	年 度					計
	30	元	2	3	4	
経営又は人事	64	38	51	31	29	213
賃金等	26	23	16	21	21	107
労働条件等	15	26	14	23	23	101
職場の人間関係	21	38	22	37	39	157
その他	6	7	14	32	24	83
合計	132	132	117	144	136	661
うち委員による相談会	41	23	16	24	14	118

※ 相談内容は主なもので計上

※ 平成23年5月から定期相談会開始

(相談内容の分類)

経営又は人事	解雇，配置転換・出向・転籍，復職，懲戒処分，退職，勤務延長・再雇用，その他経営又は人事
賃金等	賃金未払，賃金増額，賃金減額，一時金，退職一時金，解雇手当，休業手当，諸手当，その他賃金，年金
労働条件等	労働契約，労働時間，休日・休暇，年次有給休暇，育児休業・介護休業，時間外労働，安全・衛生，福利厚生制度，社会保険，労働保険，その他の労働条件等
職場の人間関係	セクハラ，パワハラ・嫌がらせ
その他	その他

2 周知月間を中心とした制度・相談会等の周知広報

【紙媒体】

(1) 個別紛争あっせん制度PRポスター等の配布

当労委独自の個別紛争あっせん制度PRポスター，チラシ及びカードを関係機関・関係団体等に配布し，周知広報を依頼した。(継続)

(2) 相談会チラシの配布

QRコードを印刷した相談会チラシを関係機関・労使団体等に配布し，周知広報を依頼した。(継続)

また，労使団体等の会員への相談会チラシ配布や，大型商業施設等への相談会チラシ設置を依頼した。(継続)

◇ 個別あっせん制度PRポスター



◇ 個別あっせん制度PRカード

(表面)



(裏面)



【ホームページ及び携帯電話サイト】

(3) 委員リレーコラム掲載等によるホームページ等の充実

ホームページ及びスマホ・携帯電話サイト内に制度概要や相談会・周知月間等について掲載するとともに、ホームページ上に委員が毎月交替でコラムを掲載した。(継続)

なお、スマホ・携帯電話サイトに直接つながるQRコードを、個別紛争あっせん制度PRポスター・チラシ・カード、相談会チラシ、のぼり旗、委員・職員の名刺等に印刷し、広報の充実を図った。(継続)

(4) 関係機関等ホームページのリンク及び相談会開催情報の掲載

鹿児島労働局、鹿児島産業保健総合支援センター、連合鹿児島、法テラス鹿児島及び市町のホームページに、当労委（個別紛争あっせん制度）ホームページへのリンク付けがされるとともに、関係機関・労使団体等のホームページに相談会開催情報が掲載された。(継続)

【マスコミ】

(5) 定期相談会、周知月間中の合同相談会や休日相談会については、テレビ局、ラジオ局、新聞社に年間を通じて告知を依頼し、周知広報を行った。(継続)

【県広報媒体】

(6) 県広報媒体による広報

個別紛争あっせん制度や定期相談会について、県政広報テレビ・ラジオ番組による告知を年間を通じて実施した。令和4年5月にはテレビの告知番組において、相談会の日程等を紹介した。また、同年5月には、「新聞インフォメーション」に「労使間のトラブルに関する相談会」について掲載した。(継続)

県広報公式ツイッターとフェイスブックの運用見直しに伴い、3年度から県庁LINEに定期相談会等の情報を掲載した。(継続)

【関係機関等】

(7) 労使団体・関係機関等との連携

関係機関等に対して個別紛争あっせん制度や定期相談会等について周知広報を依頼すると

ともに、労働局やハローワーク、労使団体等に労使紛争に関する相談の当労委への紹介を依頼した。県弁護士会に対しては、県弁護士会レターボックスを活用して、会員に対する労働委員会制度等の周知及び相談者への当労委の紹介を依頼した。(継続)

また、合同相談会(10月4日)の開催に際しては、鹿児島市等に広報を依頼するとともに、労働局、社会保険労務士会と連携して合同で相談に対応した。(継続)

(8) 県や市町の広報誌への掲載

県メールマガジンにより市町村広報誌掲載用の原稿を情報提供したほか、県・市の労政担当課発行の広報誌等に労働委員会制度の概要や相談会開催情報の掲載を依頼した。(継続)

3 委員による出前講座

労使紛争の未然防止と労働委員会の認知度向上を図るため、労働者委員や使用者委員が労使団体の会合等の場で、公益委員が大学、高校において、労働委員会制度等についてPRを行った。(継続)

	実施日及び時間	場 所	団体名・対象者	参加者数	講 師 名
公 益 委 員	令和4年10月18日(火) 10:30~12:00	鹿児島大学	鹿児島大学 法文学部	164人	采女 博文 会長
	令和5年2月22日(水) 8:55~ 9:45	鹿児島商業高校	3年生	185人	田中佐和子 会長代理
	同 年2月24日(金) 9:00~ 9:45	加治木工業高校	3年生	286人	森尾 成之 委員
労働者 委 員	令和4年5月14日(土) 10:00~10:30	ホテルレクストン 鹿児島	連合鹿児島 「政策学習会」	55人	木佐貫美保委員
	同 年9月17日(土) 16:10~16:45	鹿児島 サンロイヤルホテル	鹿児島県労働者福祉 協議会「研修会」	47人	下町 和三 委員
	令和5年2月18日(土) 14:50~15:20	ホテルレクストン 鹿児島	連合鹿児島青年 委員会「学習会」	40人	下町 和三 委員
	同 年3月18日(土) 10:00~10:25	九州労働金庫 霧島支店	始良伊佐地域労働者 福祉協議会「ライフ プランセミナー」	25人	下町 和三 委員
使用者 委 員	令和4年9月7日(水) 14:45~15:05	黎明館	鹿児島県社会福祉 協議会「セミナー」	61人	濱上剛一郎委員

(1) 公益委員による出前講座



鹿児島大学
(R4. 10. 18)



鹿児島商業高校
(R5. 2. 22)



加治木工業高校
(R5. 2. 24)

(2) 労働者委員による出前講座



連合鹿児島
(R4. 5. 14)



県労働者福祉協議会
(R4. 9. 17)



連合鹿児島青年委員会
(R5. 2. 18)



始良伊佐地域労働者福祉協議会
(R5. 3. 18)

(3) 使用者委員による出前講座



県社会福祉協議会
(R4. 9. 7)

Ⅱ 委員及び事務局職員の資質の維持・向上を図るための方策

原則として、毎月1回、定例総会日に労働問題研究会を開催し、委員が出席する会議における議題の検討をはじめ、外部講師を招いた講演会、鹿児島労働局との意見交換会、委員から提供された話題に関連した事例研修などを行った。

また、全労委として取り組んでいる公労使委員合同研修をはじめとする全国・九州ブロックの会議・研修に委員が参加した。

事務局職員については、「個別労働関係紛争等に係る勉強会」を実施したほか、全国・九州ブロックの会議・研修や個別労働紛争解決研修（全基連）等に参加し、紛争解決に必要な資質の維持向上に努めた。

○ 労働問題研究会の実施状況

開催年月日	講師	内 容
令和4年 4月12日	事務局職員	・九州労働委員会会長会議 議題検討
5月10日	事務局職員	・九州労働委員会連絡協議会 議題検討
6月14日	事務局職員	・事例研修（支配介入（脱退勧奨））
7月12日	事務局職員	・事例研修（九州ブロック労委労働者側委員連絡協議会研修会（R4.5.19）で紹介された事例）
8月9日	事務局職員	・事例研修（労働者性の判断基準の現状と課題等）
9月13日	事務局職員	・九州労働委員会公益委員連絡会議 議題検討
10月11日	事務局職員	・全国労働委員会連絡協議会総会 議題検討
11月8日	事務局職員	・事例研修（パワハラに関連する主な裁判例）
12月6日	事務局職員	・不当労働行為審査事件における審査の実際（審問・合議・命令）
令和5年 1月10日	福岡県労働委員会 会長 徳永 響	・講 演 「和解に向けた調査・審問等の事例報告」
2月14日	鹿児島労働局職員	・鹿児島労働局との意見交換会
3月14日	事務局職員	・九州労働委員会連絡協議会 議題検討



労働問題研究会特別講演会（R5.1.10）

○ 「個別労働関係紛争等に係る勉強会」の実施状況

実施日	内 容	実施日	内 容
5月26日	相談対応の基本（意見交換）	10月27日	外国人労働者政策の概観
6月30日	労働法の基礎①	11月25日	外国人労働者を巡る主な裁判例
7月28日	労働法の基礎②	12月26日	和解の基本原則 和解技術論
8月25日	非典型労働の概観	1月30日	ウェブ会議システムを活用した労使紛争解決
9月29日	非典型労働に関する主な裁判例	2月27日	各機関における労働紛争取扱件数の状況等

Ⅲ 迅速・的確な審査手続きを充実させるための方策

1 不当労働行為審査事件に係る審査期間の目標

労働組合法第27条の18に基づく審査の期間の目標については、平成24年6月12日に開催した公益委員会議において、公益委員会議申合せ及び公益委員会議決定事項を改正し、1年6月を1年（団交拒否のみの事案については10月）に改め、平成24年7月1日から適用している。

2 不当労働行為の審査の実施状況及び目標の達成状況

令和元年度に新規申立てがあった1件は、係属中である。

令和2年度に新規申立てがあり令和4年度に終結した1件の処理日数は、745日である。